

京都府立丹後緑風高等学校

生徒心得

(令和4年4月以降実施)

第1章 礼儀・服装

- 1 教職員・来訪者に対しては常に礼儀正しくし、生徒の中でも互いに敬愛の念をもった挨拶を心がけること。
- 2 男女間の交際は、礼儀正しく健全明朗であること。
- 3 服装・身だしなみについては、別に定める規程（第5章及び申し合わせ事項1）に基づいて、いつでも面接試験に対応できる状態で学校生活を過ごすこと。

第2章 校内生活

- 1 学校内外を問わず、常に「生徒証」を携帯すること。
- 2 自転車通学を行う場合は、別に定める規程（第6章及び申し合わせ事項2）に従い、許可を受けること。
- 3 予鈴までの登校を心がけ、登校後は授業終了まで無断外出しないこと。やむを得ず外出・早退する場合は、学級担任に「外出・早退許可願」を提出して許可を得ること。
- 4 無断欠席をしないこと。やむを得ない理由で欠席・遅刻する場合は保護者等から学校へ連絡してもらった上で、所定の届出を行うこと。
- 5 制服・衣類・教科書等所持品には氏名を明記し、紛失しないよう各自心がけること。
- 6 不必要な金品を持ってこないこと。またどうしても必要な場合は教員に預ける、常に持ち歩くなど、厳重に自己管理すること。
- 7 学習に不必要なもの（ゲーム機等）や、危険なもの（ライター、ナイフ等）を校内に持ち込まないこと。なお、携帯電話・スマートフォンの持ち込みについては、別に定める規程（第7章及び申し合わせ事項3）に従って取り扱うこと。
- 8 生徒相互間の金銭物品の貸借は避けること。
- 9 金銭物品を紛失・拾得した場合は、直ちに学級担任もしくは生徒指導部へ届出ること。
- 10 三足制を遵守し、土足のまま校舎内に入ったり、上靴で校舎外に出ないこと。
- 11 校内で集会・貼紙・配布・募金・物品販売等を行う場合は、生徒指導部に申し出て許可を受けること。
- 12 校内、校外を問わず事故があった場合は、直ちに教員に連絡すること。

第3章 公共物

- 1 校舎内外の美化整頓に留意し、校舎・校具等の公共物は大切に扱うこと。
- 2 誤って公共物を破損した場合は、直ちに学級担任に届け出て「破損届」を提出すること。この場合、原則として、その全額を弁償しなければならない。
- 3 故意に公共物を破損した場合は、本校規程の指導措置を受けるとともに、その全額を弁償しなければならない。
- 4 本校の備品を借用する場合は、教職員の許可を受けた上で借用し、指定日までに所定の場所に返納し、許可を受けた教職員の確認を受けること。

第4章 校外生活

- 1 常に高校生であることを自覚し、不健全な娯楽場・酒類提供を主とする飲食店等の高校生として好ましくない場所には立ち入らないこと。
- 2 交通道德と交通規則を遵守し、絶対に交通事故のないように注意すること。
- 3 学校の許可なく自動車運転免許を取得しないこと。免許取得の許可は進路先が内定した3年生に対して、別に定める規程（第8章及び申し合わせ事項4）に従って行う。原動機付き自転車及び自動二輪の運転免許取得及び乗車・同乗については原則として全面禁止とする。
- 4 喫煙・飲酒・無免許運転・窃盗・不正乗車・暴力行為・薬物乱用等の問題行動は絶対にしないこと。
- 5 深夜徘徊につながる夜間の外出は控えるとともに、保護者等の許可なしに外泊しないこと。
- 6 アルバイトをする場合は保護者等・担任の承認を得て、生徒指導部に「アルバイト許可願」を提出し、別に定める規程（第9章）に従って行うこと。
- 7 生徒のみで登山・キャンプ・宿泊旅行等を行う場合は、事前に計画書を作成し、保護者等の承認を得て生徒指導部へ届け出ること。
- 8 校外でライブ・集会等を行う場合は、事前に保護者等の承認を得て生徒指導部へ届け出ること。
- 9 携帯電話・スマートフォン等の情報端末の使用に当たっては、自他の個人情報保護を徹底するとともに、他人を誹謗中傷する書き込みをしないこと。

第5章 服装等・身だしなみ

- 1 制服は学校指定のブレザー、ベスト、スラックス、スカート、カッターシャツ、ネクタイ、リボンとし、以下のように運用する。
 - (1) 冬季制服（10月1日～5月31日）
 - ア 男子 上衣・・・ブレザーを着用し、その下にはカッターシャツとネクタイを着用すること。ベストの着用は任意とする。校内ではブレザーを着用せずにベストで活動することも認める。
下衣・・・スラックスを着用すること。
 - イ 女子 上衣・・・ブレザーを着用し、その下にはカッターシャツとリボンもしくはネクタイを着用すること。ベストの着用は任意とする。校内ではブレザーを着用せずにベストで活動することも認める。
下衣・・・スカートもしくはスラックスを着用すること。
 - (2) 夏季制服（6月1日～9月30日）気温状況を考慮して、期間前後に移行期間を設ける。
 - ア 男子 上衣・・・カッターシャツを着用すること。ブレザーおよびネクタイは着用しなくてもよい。ベストの着用は任意とする。
下衣・・・スラックスを着用すること。
 - イ 女子 上衣・・・カッターシャツを着用すること。ブレザー・ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。ベストの着用は任意とする。
下衣・・・スカートもしくはスラックスを着用すること。
 - (3) 通学の際は制服を着用し（冬季はブレザーの着用必須）、履物は靴を用いること。
- 2 冬季に防寒のためにブレザーの下に着用する衣類としては、学校指定のベストもしくは襟元がV字型でフードがなく華美ではない無地のベスト、セーター、カーディガン（黒・紺・白・グレー・ベージュ系）を認める。
- 3 コート、ジャケット、マフラー、手袋、靴下などは華美・奇抜でないものを用いること。
- 4 上履、体育館シューズは、学校指定のものを用いること。
- 5 制服は正しく着用すること。制服の変形・加工は禁止する。
- 6 頭髪は、手入れして清潔にし、男女とも華美・奇抜・見苦しい髪型はさけること。パーマ、染髪、脱色など頭髪加工は認めない。
- 7 ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・ブレスレット等の装身具類の着用や、長爪・マニキュア・口紅・色付きリップクリーム等の化粧は認めない。

第6章 自転車通学

- 1 自転車通学に際しては、以下の遵守事項を守ること。
 - (1) 通学用自転車には記名し、反射テープをつける。
 - (2) 学校指定の許可シールを、自転車の決められた位置につける。
 - (3) 自転車は校内の決められた駐輪場に置く。また、駅など公共の場所においても、他人の迷惑にならないように決められた場所に置く。
 - (4) 二人乗り、並列走行、無灯火走行、スマホやイヤホンを使用しての走行はしない。
 - (5) 雨合羽を常に携帯し傘さし運転をしない。
 - (6) 交通ルールを厳守し、安全運転を心がける。
 - (7) 自転車の施錠等、管理は責任を持って行う。
 - (8) 自転車乗車に関わる補償がある保険に加入する。

第7章 携帯電話

- 1 校内への持ち込みは認めるが、使用は不可とする。
 - (1) 校内に持ち込む際には、必ず携帯電話の電源を切ること。
 - (2) 袋の口が閉じられる保管袋に入れ、各自カバンの中で保管する。
 - (3) 学校生活に支障がないように自己管理を徹底すること。
- 2 校外で携帯電話を使用する場合は、周囲に配慮し、マナーを守って適切に使用すること。
- 3 使用規程に反した場合は、携帯電話をその場で預かり指導を行う。

第8章 運転免許取得

- 1 原動機付き自転車免許・自動二輪車免許の取得について
上記の免許については、在学中の免許取得は原則として認めない。

- 2 普通自動車免許の取得について
 - (1) 運転免許の取得は、原則として3年次の就職・進学の内定者に限り許可する。
 - (2) 自動車教習所へは、保護者等並びに生徒に対する学校からの説明を受けたうえで、「自動車教習所入所許可願」を提出し許可を受けてから入所すること。
 - (3) 自動車教習所への入所は、11月1日以降とする。
 - (4) 成績不振生徒並びに学校の指導に従わない生徒の入所は、原則として許可しない。
 - (5) 教習受講による学校の欠席・欠課は認めない。
 - (6) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の教習受講は認めない。
 - (7) 検定試験等は自動車教習所の書類に基づき正当な欠席の扱いとする。
 - (8) 公安委員会の試験(100問試験)は2月1日以降の登校を要しない日に受験すること。
 - (9) 運転免許取得後は、速やかに担任に報告すること。運転免許証は卒業式当日まで学校に預け、自動車の運転はしないこと。
- 3 小型特殊免許の取得について
免許の取得にあたっては、生徒指導部に所定の書類を提出し許可を受けること。
- 4 無免許運転、無許可での運転免許取得、卒業式以前の自動車運転等の違反行為については特別指導の対象として厳しく指導する。

第9章 アルバイト

- 1 アルバイトを希望する生徒は保護者等、担任の同意を得た上で「アルバイト許可願」を提出し許可を受けること。
- 2 「アルバイト許可願」の有効期限はその年度内のみであり、毎年提出する必要がある。
- 3 成績不振科目がある場合は原則としてアルバイトは許可しない。
- 4 1年生については、高校生活や学習のリズムが確立するまでの期間(1学期中間考査まで)はアルバイトを禁止する。
- 5 アルバイトをすることで学校生活に支障が出ないように充分注意すること。
- 6 以下のアルバイトは、原則として許可しない。
 - (1) カラオケボックス・パチンコ店・スナック等酒類の提供を主とする飲食店
 - (2) 危険を伴う場合(トラックの助手、建築現場等)
 - (3) 午後8時以降の従事を伴う場合
 - (4) 宿泊を伴う場合
 - (5) 労働基準監督署の定める条件(賃金・労働時間等)を逸脱している場合

第10章 対外試合等出場

- 1 対外試合及び行事に出場する生徒は学校の代表であることを自覚し、服装を正し、誇りと責任をもって行動すること。
- 2 対外試合及び行事に出場する場合は、事前に対外試合出場届を校長に提出し許可を得ること。
- 3 すべての試合には顧問が付き添わなければならない。
- 4 公式試合・行事(高体連・高野連及び高文連主催・共催)出場のため授業に欠席する場合は予め、部活動顧問印のある公欠届を教科担任及び学級担任に提出しなければならない。
- 5 非公式試合(練習試合)を行う場合は、授業を欠けることがないようにしなければならない。
- 6 謹慎期間中の生徒は対外試合に出場できない。
- 7 公式試合・行事(高体連・高野連・高文連主催・共催)出場の場合は、別に定める規程により教育振興会より旅費を補助する。

附則 この規程は令和4年4月1日より実施する。